

住民監査請求の結果の公表

第1 請求書の提出

令和7年7月18日

第2 請求の要旨

県土整備部都市整備課都市プロジェクト推進室事業推進係が「前橋クリエイティブシティ県庁～前橋駅都市空間デザイン国際コンペ」に関する審査を執行したが、最優秀案を決定するプロセスが正当な手続によるものとは認められない。したがって、群馬県令和6年度会計予算から賞金として2,500万円を支払ったことは、財務会計上、不当である。

監査委員には、最優秀案の決定というプロセスおよびその合議内容を検証し、県民にとって疑義を払拭する結論（具体的には再審査による賞金決定など）を求めたい。

第3 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

2 理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものとされる（最高裁昭和57年（行ツ）第164号昭和62年2月20日判決参照）。

そして、住民監査請求においては、「監査請求において必要とされる財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性あるいは不当性に関する主張は、監査請求の全体の趣旨からみて、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不適当である旨を指摘すれば足り」（東京地裁平成2年（行ウ）第100号平成3年3月27日判決）と判示されており、当該財務会計上の行為等の違法性又は不当性について、具体的な理由の摘示が必要であるとされている。

本件措置請求において、請求人は、「県土整備部都市整備課都市プロジェクト推進室事業推進係が県クリエイティブデザイン構想国際コンペに関する審査を執行したが、最優秀案を決定するプロセスが正当な手続きによるものとは認められない。従って群馬県令和6年度会計予算から賞金として2500万円を支払ったことは、財務会計上、不当である。」と主張している。

しかしながら、請求人は、「最優秀案という重要な決定を審査員同志の合議（議事録を読む限り、十分な検討と言えない）で決めるのは不当である。合議の後、匿名性を担保した議決をするか、または再採点をして、後世の批判に耐えられるような客観的記録を残すべきである。」と、決定プロセスに対する請求人の見解を述べているに過ぎず、違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとは認められない。

以上から、本件措置請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。